

第53回三重県国土利用計画審議会議事録

日時：平成29年11月2日（木）10：00～12：00

場所：三重県合同ビル 3階 G301会議室

出席委員

浅野 聡	三重大学大学院工学研究科准教授
池田 太一	不動産鑑定士
上尾 欽吾	三重県林業研究グループ連絡協議会
鵜飼 みわ	三重県農村女性アドバイザー
数馬 桂子	四日市商工会議所女性部会長
北村 亨	三重交通株式会社専務取締役
木村 京子	三重県環境学習情報センター副センター長
白鳥 敏夫	NACS-J自然観察指導員
新海 洋子	環境省 中部環境パートナーシップオフィス チーフプロデューサー
菅尾 悟	公益社団法人三重県宅地建物取引業協会会長

(50音順)

審議事項

第1号議案

三重県国土利用計画及び土地利用基本計画の変更について

1 開会

委員10名の出席を確認し、開会

【事務局あいさつ】

みなさん、おはようございます。

三重県 地域連携部 水資源・地域プロジェクト課長の田中でございます。

本日は皆様お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

また、今年の1月、委員に新たにご就任いただき、誠にありがとうございます。

本日の三重県国土利用計画審議会ですが、国土利用計画法第38条に基づきまして設置させていただいております。審議内容としましては、三重県内の国土利用に関する事項、土地利用基本計画に関する重要な事項に関してご審議いただきます。具体的に申し上げますと、国土利用計画と土地利用基本計画についてご審議していただくこととなります。

三重県の国土利用計画ですが、平成20年に策定しておりまして、その計画期間が平成20年から平成29年ということで今年度までの計画期間となっております。また、土地利用基本計画は現在の三重県国土利用計画に基づいてつくっておりまして、平成22年の策定となります。三重県の国土利用計画につきましては、国が策定しております国土利用計画に基づいて作成することになってございますが、国の国土利用計画が平成27年8月、第5次国土利用計画に改定されたことがございまして、これに基づいて改定する必要が生じているということでございます。

第5次計画では、これまでの第4次までは人口が増加する前提での国土利用計画でしたが、第5次国土利用計画では人口が減っていくことを前提とした計画でございまして、これに基づいて策定していくこととなります。

また、国の国土利用計画は必須であるが、都道府県あるいは市町村が国土利用計画をつくることは必須ではないということがございます。そういった中で三重県として目指すところでございますけれど、国土利用計画、土地利用基本計画いずれも土地利用に関する基本的な計画でございまして、これらを統合させてしまおうということを考えております。また、統合しました国土利用計画、土地利用基本計画について、骨子を示させていただきますので、ご審議いただきたいと思います。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

(配布資料の確認、委員の紹介)

2 審議会の運営

(会長の選出)

浅野委員が会長に選出された。

【浅野会長】

改めまして、おはようございます。

私、三重大学で都市計画を専門にしております、今まで県ですと都市計画審議会、景観審議会、土地利用審査会、屋外広告審議会というような都市計画に関わるような委員をさせていただいております。今日は、そのご縁で国土利用計画審議会の委員として誘っていただいて、仲間に入れていただいたという状況です。

先ほど田中課長も少し国土利用計画に関わる変化についてお話がありましたけれど、国土庁があり、まだ全国総合開発計画という現在は廃止された計画がつくられて、国の国家プロジェクトで新幹線を整備したり、港湾や空港をつくったり、それで昭和の経済成長を引っ張った時代の中にできた法律が国土利用計画法です。その後の省庁再編で国土交通省に国土庁が吸収されてしまい、国土庁が廃止になってしまった経緯があるかと思います。今までは全国総合開発計画のように国が大規模プロジェクトを進めて、国の経済発展を進めていくやり方でしたけども、今はご存知のとおり、法律が変わりまして、地方自治体を中心にしていく状況で、そういった変化の中に国土利用計画もあるという状況だと思います。

それでは今日配布された資料を基に審議を進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(職務代理人、議事録署名人の指名)

職務代理人として池田委員が指名された。

議事録署名人として数馬委員、白鳥委員が指名された。

(出席委員の確認)

事務局から委員12名中10名の出席を報告した。

(審議会の公開)

審議会の公開が決定された。

(傍聴人の有無)

事務局から傍聴人がいないことを報告した。

3 議事

第1号議案「三重県国土利用計画及び土地利用基本計画の変更について」

(審議内容の説明)

事務局から配布資料に基づき、審議内容を説明した。

【浅野会長】

それでは、ただいま説明していただいたような方向性で次の県の新しい計画を策定していきたいということで、事務局から説明がありましたので、何かご質問とかご意見、これから三重県が目指していくべき土地利用のあり方とかありましたら、委員の皆様からご意見いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

【池田委員】

3頁の中にある類型別の県土の基本方向の（1）都市の中に交通・エネルギー・ライフラインの多重性という言葉がありますけれど、具体的に言えば、情報はこの中に入っているのか、こんにち情報化の波、AI、IoTに関するインフラの整備は避けて通れない問題でございますので、それらの先進県を目指すような方向性を示す言語を入れて頂ければより良いのではないかと思います。

【浅野会長】

ありがとうございます。今の池田委員のコメントに何か事務局から補足はありますか。

【事務局】

情報・エネルギーにつきましては、またこの中に入れる方向で考えていきたいと思えます。

【新海委員】

まず、最初にこの計画ですけど、ご説明の時に伺ったかもしれませんが、何年間の計画でしたか。

【事務局】

国の国土利用計画に沿ったものにするということで、国の方が10年間の計画ということになっておりまして、国の計画が平成27年に策定しておりまして、それが10年後ということで平成37年の目標で、県は2年遅れているので、8年後を目指した計画ということでございます。

【新海委員】

ということは、平成37年までの8年間を見越して、三重県がどのように土地を利用していくのかという計画ですよね。今日の資料ではないんですけど、人口減とか、産業構造が変わっていくと思うので、そういうデータが欲しいです。

これは国がつくった計画なので、5つのゾーニングがされていると思うのですが、この10年、もしくは2030年にSDGsのゴールを達成するためにも、5つの地域に分かれるのはいいのだけれども、人の交流とか、情報の交流とか、生業の交流とか、その地域の重なりがあると思うんですね。特に三重県のように南北に長い土地の利用に関しては、その特性を活かさないと、ここに人口集中、ここは森というようなゾーニングと、それぞれとの交流をどうやってしていくのかというところを見据えて立てた方が良くはないかと説明を伺ったときから思っています。5つのゾーニングは必ずしなければいけないのですけども、そこに三重県らしさを活かして、人の交流とか、生業の交流とか足すことができるのかというご質問です。

【事務局】

人や生業の交流などにつきましては、土地の利用に関してそういう観点で記載していくことは可能だと思いますので、検討の中に入れさせていただきたいと思えます。

【浅野会長】

そうしますと、次の審議会の時に計画の案が出てくると思いますが、その時に参考としたデータを委員の方に示していただくということで、よろしいでしょうか。

【事務局】

そうですね、今、データのご提示ということがございましたので、データについても過去のデータと今後、37年に向けた何らかの資料を検討させていただきたいと思えます。

【浅野会長】

はい、わかりました。新海委員よろしいでしょうか。

【新海委員】

はい。

【浅野会長】

では、木村委員お願いします。

【木村委員】

私もあまり理解していないのかもしれないのですが、5つのゾーニングということは、都市とか農業、森林、自然公園、自然保全地域と分けていただいて、全体

的に資料を拝見すると、都市部とか、北勢地域は開発というか、まだまだ発展させていこうというような傾向が見られて、後の地域については自然を活かしてとか、地域の産業を活かしてみたいなことが書いてあるのですが、私が北勢地域に住んでいますので、余計思うのですが、人口もこれから減っていくだろうし、こんなに道があるのだろうかというぐらい北勢地域に高速道路と大きな道が出来てきて、環状道路とかも建設中ですし、便利にはなるのですが、あまりにもそういう方向ばかり北の方は向いていて、もう少し自然を残すとかですね、これからそんなに必要なくなってくるかもしれないことを考えると、土地の効率的な利用の促進を図るとかいう言葉が北勢地域では出てくるのですが、そこに自然環境に配慮しながらとか、もう少しそういうことを含めて、今の状態をこれ以上悪化させない方向性も示していただきたいと思います。はっきりとした区分けが必要かもしれないのですが、ちょっと今までの方向を少し見直してみるというかたちでお願いしたいなと思います。

【浅野会長】

はい、ありがとうございます。何かコメントがあればお願いします。

【事務局】

都市部において、自然環境を残していくというのは、そういう方向性がございますので、そういう文言について委員の皆様のご意見ということであれば、中に入れさせていただきたいと思います。

【浅野会長】

はい、今の木村委員のご意見も踏まえて検討を進めていただけたらと思います。

【数馬委員】

今のご意見に全面的に賛成です。ぜひ自然景観というところを北勢地域もお忘れなくというか、今、四日市は現実的な問題なのですが、巨大ソーラーの開発が審議されている真っ只中で、反対運動も起こってきているところです。CO2の地球温暖化のことでソーラーのシステムを推進していくのはわかるのですが、かなりの森林がなくなっているというのが現実なので、その調和というか、人間と自然が共生していくというところをこういうところで述べていただきたいと思います。

【浅野会長】

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

【事務局】

お二人の委員の方から、やはり北勢地域においても自然環境保全というところが重要であるのご意見をいただきましたので、そのことにつきましては、この中に入れていくということで検討させていただければと思っております。

【浅野会長】

はい、ありがとうございます。

太陽光発電は各地で問題になっています。三重県は、景観審議会でも届出対象にソーラーを含めるということで対応しており、本当に大きな問題だと思います。

では、他の委員の方から何かコメントありますでしょうか。

【白鳥委員】

新しい案の中に災害に対するリスクとか、先ほど池田委員もおっしゃったように土地関係で安全性を高めていく、災害、安全性という言葉が盛んに出てきて、この中で例えば今回の計画の立案に関して、三重県では三重県国土強靱化地域計画がすでに実施されてますよね。そして28年度の主な取り組みと今後の課題というのが出されています。これを見ますと国土強靱化計画、いわゆる三重県の計画も同じでしょうけど、これと今回の土地利用基本計画との整合性というのは図られているのでしょうか。

【事務局】

国土強靱化法というのがございまして、それに付随して三重県では国土強靱化法の地域計画をつくっておるということで、その地域計画につきましては三重県の総合計画の中に入っております。総合計画と国土利用計画を含めた土地利用基本計画では、中身としてはやはり整合がとれていないと駄目だということがありますので、国土強靱化法の地域計画についてもきちんとした形で、今回の土地利用基本計画に反映していきたいと考えております。

【新海委員】

その点は、この間の説明のときにもいただいて、総合計画との見合わせ、照合、今は防災の話でしたけど、当然、この国土利用は産業の法律とか環境の法律とか計画とか紐付いてきますよね、総合計画と国土利用の連関性とどの個別計画に紐付いているかというのがないと県民にも分かりにくいし、いろんな分野の委員をしている私たちとしては、これとこれはどうなんだろうということを思ってしまうので、ちょっと大変な作業かもしれませんが、今ここに書かれていることが例えば三重県

であれば、観光の計画がたくさんあると思うのですが、そのどこに紐付いていて、この計画がどう実現されようとしているのかがあると良いかなというのが1つ。

それからこの計画の進捗状況とか評価、検証をどこかでやっているのかが気になっています。10年経ったとして時代も変わるし、社会背景も変わるし、経済動向も変わっていくときに、リンクして他の計画も変わっていくと思いますので、それとの連関性はどういうふうにお考えなのか、ご質問です。

【浅野会長】

はい、ありがとうございます。それではコメントをお願いします。

【事務局】

評価につきましては、国土利用計画の方で面積の目標がございまして、面積については国土交通省が毎年、利用区分別の面積を報告していただくということで三重県も報告させていただいておることなのですけれども、土地利用基本計画につきましては、五地域の調整という調整機能を計画に求めてやっているというのがありますので、そこに対して指標というか、目標というのはなくて、基本的には5つの地域、そこに紐付く個別法の調整を行う計画であるということになってございます。

【事務局】

すいません、少し補足させていただきます。資料1の中に国土体系の図があったと思うのですが、国土利用計画法があって、その中に左側に国土利用計画、真ん中に土地利用基本計画、そして右側を見ますと都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、さらに都市計画法に基づく都市計画区域、農業振興地域の整備に関する法律で農業振興地域、こういう体系になってございます。この中で国土利用計画あるいは土地利用基本計画、基本的なことを定めるのですけれども、実際の色々な規制は各地域ごとの各法律に基づく施策でやっていくこととなります。進行管理的な部分、具体的に個別の法律とか、そういったところでされている。こういうかたちになっております。

【新海委員】

その個別の法律での情報共有とか調整はされていて、何か問題が起こったときには、会議が開かれるという位置付けでよろしいですか。

【事務局】

そうですね、調整の方針とかもありますので、そういうかたちになります。

【浅野会長】

どうもありがとうございました。今の新海委員のご意見、重要だと思います。次回の時に主に5つの下に個別の土地利用規制に関する法律がぶら下がりますので、それぞれの法律の現在の三重県計画の状況を示していただくと良いと思います。その計画と調整して、この計画ができあがったという、出典の根拠を委員の皆様を示してください。例えば、ここは県の最新の森林計画から引用してるとか、私の知っている範囲だと都市計画区域では県都市マスタープラン、都市政策課さんがつくっている最中であり、そこでコンパクトシティの方向性が出されています。それらと整合させて今回の県の計画では、このように書かれている、と示していただきたいと思います。

それから今、田中課長が言われたように、最終的には個別法に責任を持っていかないといけないものであり、この審議会は調整役です。ここは直接、個別案件の許可を出すところではないので、個別法の進行管理状況も書いていただくと良いですね。例えば都市計画だと概ね10年ごとに都市計画マスタープランが改定されていく位置づけですので、そのようなことを委員の方に伝えていただくと、今、新海さんからご質問いただいた県の関連計画の現状と個別計画の進行管理はどういうシステムになっていて、それを踏まえて今回つくる県の土地利用基本計画が、どのように調整がされているのかということへの対応になりますので、田中課長さんから説明していただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、上尾委員さんをお願いします。

【上尾委員】

森林の利用というところですけども、非常に多様な公益的機能というのですか、使用にしても、県土の保全にしても、森林が非常に大きな一役を担っているわけですけど、みなさんご存知のように森林は、長期に渡るものでございまして、超長期というのですかね、今の長期というのは15年、20年、50年、100年というスパンで物事を見ていかないといけない分野ですね。だから、森林というのは特殊な観点から基本的に多様で健全な森林の整備というのは地域によっても、北勢と南勢で違いますが、ベースの部分においては、普遍的な部分がありますので、その辺の部分も議論していただきたいとは思っております。

【浅野会長】

はい、ありがとうございます。

おそらく今度つくる計画は10年弱を計画としますけれど、そこで終わらない長期スパンの計画もこの中に含まれているということをきちんと表現した方が良いというご指摘だったと思います。

【事務局】

ありがとうございます。森林等の育林は50年、100年というスパンで考えていることもございますので、そういう長期視点に立った土地利用ということも計画の中に入れていきたいと思えます。

【浅野会長】

ご意見ありがとうございました。
では、他の委員の方でご意見ございますか。

【菅尾委員】

三重県の住生活基本計画というのが、まもなく出来上がってくるかと思えます。これも全国の住生活基本計画に基づいて、三重県が策定して大詰めに来ていると思うのですが、そちらの方とも国土利用計画審議会、新しく整合性を持っていかないと、災害とか強い国土とか言ってますけど、実際、三重県は海岸線が多くて、地震、津波ということでハザードマップが真っ赤になっていますよね。その辺あたりに住居されている方がけっこう多いですので、全体的な安全性を求めるのであれば、移住、もっと安全なところに移住していくというようなことで土地利用を考えられないといけないので、そちらとの整合もよろしくお願ひしたいと思えます。

【浅野会長】

ありがとうございました。コメントがあればお願ひします。

【事務局】

ありがとうございました。海岸線に住宅等を建てると津波の危険もありますから、今回の土地利用基本計画にも安全な場所への住居の移動など、そういった部分をまた検討課題として入れていきたいと思えます。

【浅野会長】

では、よろしくお願ひします。
他の方で御意見があればよろしくお願ひします。

【木村委員】

質問ですが、議案書に綴じてある中の4頁、5頁の土地利用の基本方向というところの原野と低未利用地というのが出てくるんですけど、定義というか、どういう場所を指しているのでしょうか。

【事務局】

低未利用地というのは、第5次国土利用計画から引用しているものですが、どういう定義かと言うと、どれだけ使われていないかというところで、具体的な定義はないと思うんですけど。あまり使われていない土地とか、空き地とか、最近多いものなので、そういうところを指しているのかと思うんですけど。そのあたりについては、また勉強させていただきます。

【木村委員】

ちょっと表現が分かりにくいのかなと。原野って野原とか、荒地のようなところをいう、三重県でないことはないでしょうけど、低未利用地にしても、低未利用地のこれから新しくするところに、農用地以外の転換による有効利用を図ると言う文言がありまして、こういうのを見ていると、ソーラーパネルを誘導している感じにとれないこともない気がするので、表現上の問題なのかもしれないんですけど、人間が使っていないから無駄な土地だと国土利用という言葉の中にあるような気がします。

本当に気になるのは、干潟というのは昔、価値のない存在だということとどんどん埋め立てて、人間が使えるようにしようというかたちで進められてきたんですけど、それで国土が広がってるわけですが、藤前干潟はご存知だと思いますが、反対運動が起きて、名古屋の方たちが頑張って干潟が大切な場所だということを皆さんに伝えてくれたと思うのですが、本当に未利用地とか、原野とかが無駄な土地なのだろうかというのは、疑問に思うんですね。確かに人間の利用の面から言えば、人間がまだ使っていないのかもしれないけれども、それを人間が使い続けることだけを考えるのではなくて、例えば、もう少し自然環境を良くするために使っていくとかですね、太陽光発電も良いですけど、反対に森林をつくっていくとか、何か別の方向からの視点というのがあっても良いと思うんですよ。

国土利用という中で考えていくと、私の考え方が違うのかもしれないんですけど、何でも人間が使えばいいというものではないと思うので、人口も減っていく中でそういうところをどうやって整理して、これからは住んでいるところが散らばっていると、非常に行政的にも非効率なので、ある程度固まっていたほしいということで、そういう方向に進んでいくんだらうと思うんですけども、その時に使われなくなった土地はどう扱っていくのかということも今から考えていかなきゃいけないんじゃないかって思います。特にこうしたらってという提案はないんですけども、何か今までのような考え方ではいけないのではないかと思いますので、少し発言させていただきました。

【浅野会長】

ありがとうございました。

いかがですか。より新しい社会の変化に対応して、自然環境の保全を三重県らしきで強く打ち出したりとか、開発は適切にコントロールするということだと思いません。

【事務局】

ありがとうございます。集約した土地で効率的に土地を利用していこうというのが今回の土地利用基本計画なのですけども、集約していけば、未利用地が出てくるわけですので、そこは一体何に使うのだろうかというのを検討していかないといけないと思いますので、そのあたりについても、ご提示できればと思っております。

【浅野会長】

では、よろしくお願ひします。他の方からいかがでしょうか。

【新海委員】

今の木村委員の発言と同様ですが、国の第5次国土利用計画の概要の中にも開発圧力が低迷する機会を捉えるときちゃんと書いてあるんですね。当然それにも沿っていくと思うのですが、森林環境も干潟の環境のことも人間にとって干潟がどういう価値があるのか、森林の資源の循環がどういう価値があるのかという観点から、長期に渡って資源や土地を三重県はこう活用していくというミッションを明確にしたほうがいいのではないのでしょうか。国も明らかにしているのですから、もう少し落として明記してもいいのではないかと。

もう1つ気になったのは、確かに伊勢志摩サミットがあつて、ここにサミットのレガシーって書いてあるのですが、サミットのレガシーって一体何なんだろうとよく分からない。サミットのレガシーというのが持続可能な開発とか、サステイナブルなコミュニティづくりであれば、そういう言葉で三重県がその契機を捉えて国際的に発信したことも含めて、県土の具体的利用を明記してもいいのかなと思ひました。レガシーっていう一言が、何を謳っているのかよく分からなかったので質問です。

【浅野会長】

いかがでしょうか。コメントお願ひします。

【事務局】

サミットのレガシーというと、知名度とか、観光における部分が多いかと思うのですが、継続的にレガシーを活かしていくような土地利用を考えていきたいと思っています。

【浅野会長】

ありがとうございました。他に何かご意見ございませんでしょうか。
北村委員いかがですか。

【北村委員】

三重県は南北に長く、特に南の人口が大幅に減少している事実があるわけですが、そこで南部地域の活性とかを目指すのであれば、生活インフラを維持していかなければならないはずなんですけど、その中心となるのが交通インフラ、また医療インフラの堅持だと思うのですが、南の人口が減少していく中で、果たして本当に維持できていくのか疑問に思っております。

こういう状況のなかで、地域の人々が就業を通じて地域社会が循環し機能していくのかというのが甚だ不安に感じるわけで、そこらへんのシミュレーションがあつてこそ、国土利用計画ができてくるのではないかと、漠然と考えているところでございます。

【浅野会長】

ありがとうございます。大変重要なご指摘だと思います。難しい問題ですが、いかがですか。

県も色々取り組まれてると思いますけど。

【事務局】

南部地域活性化は当課が属する地域連携部でもやっているところですが、そこでも活性化させて土地を使っていくというのがあるかと思いますので、そこについては、部全体で活用についての検討を進めていきたいと思っております。

【浅野会長】

どうもありがとうございます。

今の北村委員のご指摘は、根本的に重要なご指摘であり、空き家対策特措法などのように関連する対策が、色々動き出しているところですので、土地利用を成り立たせる前提となる住まいの確保などに対する三重県の取り組み状況も書いていただければと思います。そして、このような対策が取り組まれることによって、三重

県の土地利用が進むという根本的なことも書いていただければと思います。ご指摘ありがとうございます。

鵜飼委員さん、いかがでしょうか。

【鵜飼委員】

農業している立場からすると、今、山林苗木をつくっておりますが、生産者が高齢化になってきまして減ってきてます。私たちのところでも辞めていく方がほとんどで、三重県でも10軒ぐらいあるかないかなんです。それをつくる人もいないのに森林を長期の目でやっつけていこうというのがどうなのかなって、勉強してて思ったんです。

それから6次産業の方ですけども、6次産業化による活性化みたいなことが書いてありますが、私たちも農業していますけど、6次産業ってやっていくには、とても難しいことで簡単にはできないことなので、もう少し表現考えていただくと良いと思います。

それとソーラーの話が出ましたが、久居では、さきほどまで畑のところを埋め立てて、ソーラーにされる方が多いんです。反対も何も私たちはできないんです。農業委員会さんが全部決められたことなので。やっぱり高齢化で土地を放って、草を生やすわけにもいかないので、手放されて、手っ取り早いソーラーにされるんですね。それを良いとも悪いとも言えないんですけど、この回とは違う話になるかもしれませんが、なるべくしてはほしくないんです。

それと歩いていける範囲で小さな拠点をつくるというのは、具体的にどういうことなのでしょう。皆さんが地域で集まって、その間に災害の場所とか防災の場所とかを見ていきましょう、確認していきましょうという意味がある計画の案なのでしょう。

【事務局】

都市部では、生活の場をコンパクトに集約していくというコンパクトシティの考え方があるのですけども、国の第5次国土利用計画に農村地域においても歩いていける範囲で農村の集落を集約していくという記載がございまして、それを引用させていただいているということでございます。

【浅野会長】

どうもありがとうございます。

今、鵜飼委員もはじめ、複数の方がソーラーを挙げてましたけど、今回の計画で書くべきものとして、ここ数年の新しい土地利用の動きとしては、ソーラーを設置

するために土地の転用が進んできていることがあげられます。市の景観審議会でも問題になってきていますので、問題として書いたほうが良いかもしれませんね。

今年になって、志摩市が注目されているのですが、志摩市は伊勢志摩国立公園という背景もあって、全国的にも珍しく、大規模ソーラーなどの設置を抑制する区域を指定するために条例を制定して注目されています。この条例の制定にあたっては、住民の皆さんの大規模ソーラーの設置に対する反対運動が背景にあり、市長が対応したというものです。このように、近年、新しい土地利用の動きが見られてきており、そういった中で適切な利用を進めていく必要があるということを書いておいた方が良くないかなと思いますね。県としても動き始めているので、県でつくっているソーラー対応のガイドラインも紹介したらどうでしょうか。

ご指摘色々ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【木村委員】

さっき鶴飼委員がおっしゃった6頁の農業地域の左側に小さな拠点形成し、歩いていける範囲で地域活動が行えるような配置を目指すというのが、私も引っかかってまして。平野部とかの集落、農業地帯ですと、まだそれほど人口が減ってなくて、ある程度集落というかたちでまとまって存在しているんですけど、中山間地になっているので、どの範囲までを言っているのか分からないんですけど、山手の方にいきますと人口が減っていて、歩いていける範囲って、どこなのみたいな感じなんですね。私のイメージからすると、そういう所に住んでいる人を見ると、どうということって思われるんじゃないかなって思うんですね。本当に歩いていける範囲でできたら理想なんですけども、今の現実を見ますと、難しいというか、何を指しているのか分かりにくいというか、確かにご近所ですぐ近くで徒歩ぐらいで行けたらいいんですけど、現実的には車で10分以上行かなきゃいけないかたちで皆さん動いてらっしゃるので、もう少し利用という面でも現実を見据えて、それから8年後までということであれば、これからそういう状態がどんどん色んな地域で起こってきてという現実だと思いますので、私もビックリしたのが、1次産業に関わる方がものすごく減ってるんですね。そういう現実も考えると、平野部だけで考えてはいけないというのがすごく思います。この辺の表現とか、どういうことを目指されるのか、変えていただいた方が良くないかなと思います。

【浅野会長】

はい、いかがでしょうか。

【事務局】

確かに三重県のように山間部でかなり離れた場所で農家をやられているという、現実的に合わないところがあるかと思しますので、この表記については、第5次国土利用計画から引用してきているだけですので、三重県に合った記載にさせていただきたいと思えます。

【池田委員】

今の木村委員の話で別の角度から言えば、歩いていけるまちづくりということで、どの位置にお住まいの高齢者の方が買い物に歩いて行く、病院に行く、どういう施設があったらいいかという調査をしたことがあります。具体的に言うとだいたい400mぐらいの範囲内で病院があったらいい、銀行があったらいい、薬局があったらいい、交番があったらいいというデータが出ていました。

そういうことで今6次産業化の話が出ましたけども、生産から加工して流通して販売まで持っていく。農業の場合、お米から餅にして、どこかの販売システムにのせて売る。林業であれば、加工して家具を組み立てて、販売まで持っていく。実はこういうことで見事に成功している例があるんですね。島根県雲南市の「元気村」というところですが、人口わずか数百人という人口単位で元気が出るまちづくりということで、見事に成功している例があります。多分、そういうことを目指しているんだろうと思われま。

私見が入りましたけれども、小さな拠点というのは人口数百人単位の小規模の山陰の町でも見事に観光客を集め、地元産業を6次化まで持っていったという特色があると思えます。

【新海委員】

まさにそうだと思うのですが、そのことが読みきれないからそういうご意見が出るのだと思えます。そういう後押しをこの計画もしていくんだ、そういうことをやろうとしている次世代を応援していかないと利用がされない、ということを書いていかなければいけないというご意見だと思うんです。

今までの国土利用計画法だと都道府県と市町村がありますよね。今回、土地利用基本計画になると、市町村との関連がないですよね。そうした場合、さっきの太陽光発電の話でも、ほとんど市町村レベルの課題で、そこの関連性でこの計画ができて、市町村との調整機能がどうなるのかと。さきほどから聞いていて、太陽光発電に関して今後、建設はかなり厳しくなってくるのではないかと私は思っているのですが、そういうことも踏まえて、土地利用が色んな制度によって変わってくるこの10年を見据えて、どういうあり方が良いかっていうのを考えていった方が良いのではないかと思いました。

最後にもう1点だけ、茨城県の土地利用基本計画を見ていると、国交省に紐付く計画としては地域らしさを大切にすることが書いてあって、2章の1の県土利用の基本目標に自然環境や美しい景観等の保全等による健全で感性に満ちた人材が育つ県土環境づくりの部分ですが、人づくりが書いてあるんですね。今までの話を聞いていると、三重県という土地をどういうふうに使って、持続的に暮らしをしたいかということを考える人材が育たないと、利用できないように思うのです。さきほどの6次産業が難しいというお話も確かにある。担っていこうとしている人材をどういう環境で活かしていくかという部分に三重県らしさを出しても良いのかなと。太陽光発電所を設置する、その設置に関する多角的な視点、今後永続的には厳しいのではないかなどを考える人材を育む環境をつくるなど、そういうことも含まれると、三重県らしい計画になるのではないかと思います。

【浅野会長】

どうもありがとうございます。何かコメントがあればいかがですか。

【事務局】

茨城県の計画に、人づくりが書かれているお話で、三重県も何らかの特徴を出した土地利用基本計画にしていきたいというのがございますので、人づくりについても検討させていただいて、それらをどういうふうに入れ込んでいくのかというところも、皆さんに御提示させていただきたいと思います。

【浅野会長】

どうもありがとうございます。

今の新海委員さんのご指摘で市町村との関係も、もう少し説明した方が良いということでしたので、この図の中に5つぶら下がっている個別法で例えば都市計画法であれば、かなり市町村に権限移譲されており、それを踏まえて県都市マスタープランと市町マスタープランとの間で整合性がとられています。個別法によっては県がかなりの部分を所管しているものもあれば、市町村にかなり権限移譲されているものもありますので、それも合わせて説明していただければと思います。市町村との計画ときちんと整合性がとれて、県の土地利用基本計画ができているというのを、図に示していただけると分かりやすいのかなと思いました。よろしくお願いします。

【池田委員】

土地利用観点から、人づくりという概念を茨城県では目標にしてみえます。三重県には従来より来県者に対する、おもてなしの心があります。豊かな自然環境に恵

まれた「美し国」、感性を磨きあげるには日本で最も恵まれている地域で、感性豊かな人材をつくる土地利用という目標も良いんじゃないかなと思います。

【浅野会長】

はい、ありがとうございます。

今のご意見を踏まえて、多分、県の総合計画には、そういった施策がたくさん書かれているんじゃないかと思しますので、茨城県の計画で参考になりそうなところとかですね、新しく茨城県が取り入れてる視点というのはぜひ参考にさせていただき、三重県らしさを打ち出して、次回案を説明していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

一通り皆さんにご発言いただきましたけど、補足の御意見があれば、お願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

私からの補足で、次回の審議会へ向けて検討していただけたらと思いますが、さきほど出た三重県の中で太陽光発電と同じく、今クローズアップされているのが、土地の境界が不明確であるという問題です。

特に三重県の地籍図の作成率は、全国の最下位クラスだったと思います。昨年、法務省から電話をいただいて、シンポジウムに出て、土地の境界が不明確だとなぜ都市計画ができないかということで、講演してくださいということについて依頼がありました。津の地方法務局としては、初めて、市民が参加するシンポジウムを企画して、出るというもので、とても珍しいということでした。つまり、それぐらい法務省も南海トラフの地震がいつ発生するか分からない状態で、土地を持っている方が行方不明になると、土地の境界が不明確で復興に大きな支障が出ることを心配されていまして。今、三重県では、各市でも地籍図作成に着手されているところであり、太陽光と同じく南海トラフの地震を背景に土地の所有の境界が不明確という問題が大きくクローズアップされているので、それに対して県の取り組み姿勢などを書いていただけたらと思います。市町も進めていると思えますので、そういう状況を皆さんに危機感を持ってもらうという意味で、書いていただけたら良いかなと思います。

【上尾委員】

国土の7割とか8割近くとか、あるいは三重県においてもそうですけども、圧倒的に日本は山林がシェアというか、土地の占有をしてるわけですけども。今言われるようにいろんな森林の機能を果たすために色々手立てをしようと思っても、境界が分からない、所有者が分からないということで、進まないことがたくさん事例あるんです。だから、県土、国土の最初の本当の出発点が、そこじゃないかと思えます。

【浅野会長】

ありがとうございます。森林の所有も不明確で大きな問題になって、三重県にとっては他人事ではないので、ぜひよろしくをお願いします。

それからもう1点だけ補足なのですが、これもまた調べていただけたらと思いますけど、自然公園地域のところですが、三重県は、自然公園の面積を合計すると大変に広くて、全国でもトップクラスだったと思うんですね。2つの国立公園、2つの国定公園、県立自然公園を3つか4つ持ってませんでしたか。ポイントは自然公園の面積は広いのですが、その中の土地利用規制の計画が策定されている率がかなり低いということで、公園地域は指定されているんですけど、実態として土地利用規制が不十分というのが昔から言われている問題です。例えば県が管理する国定公園の土地ももっと活性化できると思います。開発と保全のバランスをとって、せっかく国立公園に指定されていますので、適切な利用や地域の活性化につながれると思います。県立自然公園が眠ってるのではないかと思います。

今、伊勢志摩国立公園を活性化させるための取り組みが動いてますが、伊勢志摩国立公園は普通地域がほとんどであり、土地利用規制が不十分であるため、環境省から厳しくやってくださいという指導を受けてる状況です。伊勢志摩サミットの背景で伊勢志摩国立公園がクローズアップされて、県も入られて、協議会が立ち上がって、伊勢志摩国立公園をナショナルパークにするためのプロジェクトをやっておられる最中だと思います。伊勢志摩地域のソーラーが大変増えてきて、問題になっていますが、これは国立公園と言えども、普通地域が多くて、土地利用規制がないので、開発が進んだことにあると思います。観光地を抱える自然公園が数多くあるという三重県の特徴を活かすために、自然公園内の不適切な開発を止めることが重要であり、そのための土地利用規制をしっかりと対応することが求められていると思います。

【鵜飼委員】

自然環境の創出と防災っていうので、遊水地の整備とあるんですが、桃園地区は遊水地になってますが、この間の21号、22号の台風で田んぼが浸かりました。小学校の避難所なんですけども、小学校自体が低いので、お年寄りとか子供さんのいるところは避難ができない状態なんですね、10年に1回は浸かりますので、そのところも考えていただいて、整備をしていただけたらありがたいんですけども、我が家はまだ高い所なんですけども、田んぼはキャベツとかはほとんど浸かって、藁はなくなる状態で、現状見ていただいたら分かると思いますけども、そのところの整備、避難場所や遊水地の整備のところでも、こういう都市計画に入れていただいたら良いのではないのでしょうか。よろしくをお願いします。

【浅野会長】

どうもありがとうございます。それでは検討していただくということによろしいですか。

【事務局】

今ご指摘のありましたところ、現地も見させていただいて、どういう表現が良いのかを、考えさせていただきたいと思います。

【浅野会長】

ありがとうございました。それでは最後に一言という委員の方いらっしゃいますか。

【白鳥委員】

最初に新海委員も言われてましたけど、審議会の所轄事項というのを見てまして、計画の策定と変更についてというのがほとんどであり、PLAN DO CHECKにおけるCHECKの部分をぜひ審議会の内容として入れてほしいと思いますね。

1つ事例がありまして、審議会によって鈴鹿市の池2つに対して、ソーラー発電の許可を出してまして、今その池がどうなっているかという池の水面がほとんどソーラーパネルで埋まっているわけですよ。今、開発されている池で真ん中に島がありまして、カワウのコロニーになっていた。ある意味地域住民の人にとったらカワウですから、少し糞が落ちて、色が白くなってしまいうこともあったと思うんですけど、片方にアケビが生ってるような非常に自然の多い所だったんです。その真ん中にあった小島が全部土饅頭になっておりまして、その土饅頭の周りにソーラーパネルがつくられてるという現実を見ると、許可がされたというのは聞いたんですけど、それが現実に良いのか悪いのか分かりませんが、自然が破壊されていることは確かだと思えますよね。ですから、そういう意味で短期的にも長期的にもPLAN DO CHECK、できたらACTIONという項目まで加えていただけたらありがたいと思います。

【浅野会長】

ありがとうございます。新海さんからもご意見を頂きましたが、個別法の進行管理がされていないとここで審議しても個別の開発案件を止めることができませんので、個別法の進行管理の仕組みは次回、表にさせていただいて、そこは適正に動くようにするという事を明確にさせていただいて、かつ、そのうえでこの審議会の進行管理が必要であれば、何か考えていくということを事務局で検討していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

他に何か補足のご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。今日だけでも随分たくさんのご意見いただきました。最近の三重県の土地利用の変化、それに対する問題意識等も良い意見を出していたので、そのあたりが次回つくる新しい県の土地利用基本計画の大きな問題意識になりそうですね。それでは事務局の方でうまく検討して、取りまとめていただき、次回案として示していただけたらと思います。

4 今後のスケジュール

事務局より資料7に基づき、今後のスケジュールについて説明

【浅野会長】

どうもありがとうございました。それではただいまのスケジュールで何か御意見とかございますでしょうか。

【白鳥委員】

パブリックコメントなんですけど、かなり前の段階から、例えば今日はこういう会があるわけですよ、こういうことが行われています。8月にパブリックコメントを求めますということが大いにPRしていただきたいと思うのですよ。多分パブリックコメントって関係している人が興味がある人くらいしか求めてこないと思うんですね。非常に辛辣な言い方しますと、本当に県民の皆様の意見が聴かれるのではなくて、関係者だけが承知しているパブリックコメントになっちゃうと思うんですよ。だからパブリックコメント求めますという時期はいつですよ、選挙と同じような方法でやっていただきたいと思います。

【浅野会長】

ありがとうございます。パブリックコメントも周知と広くPRしていただける努力をよろしくお願いいたします。

【事務局】

努力させていただきます。この審議会の結果については、ホームページ等で掲載させていただきますもので、その中でパブリックコメントを来年8月ぐらいに予定しておりますということに記載させていただきたいと思います。

【白鳥委員】

ホームページっていうのは、どれだけ見られてると思いますか。そういうことではなくて、例えば市町村に配られる広報や県の広報のようなもので、ちゃんと書いてほしいと思うんですね。

【事務局】

そこは、ここで断言ということはできないので、希望ということで努力していくということで承ります。

【浅野会長】

検討のほどよろしく願います。他にスケジュールのところでは何かありますか。よろしいですか。

それではただいま説明のあったスケジュールに沿って、次回は案の検討ということで入っていきますので、委員の方はお忙しいと思いますが、必ずご出席をしていただけたらと思います。

最後に事項書の5番目のその他ですけど、何か事務局からありますでしょうか。

5 その他

事務局から連絡事項を報告

6 閉会

【事務局あいさつ】

本日はご審議ありがとうございました。非常に熱心にたくさんの御意見いただきまして、これから原案を作成しまして、次回に向けてやっていきたいと思っております。今後も来年度になりますけれども、ご審議いただきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。今日はありがとうございました。

【事務局】

本日はありがとうございました。これにて、第53回三重県国土利用計画を終了いたします。ありがとうございました。